

監査基準報告書 501「特定項目の監査証拠」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 501</p> <p style="text-align: center;">特定項目の監査証拠</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第19号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. 訴訟事件等》 (省略)</p> <p>《(2) 企業の顧問弁護士とのコミュニケーション》(第9項及び第10項参照) (省略)</p> <p>A25. 監査人は、監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 49 項に基づき、監査報告書日には財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならないとされている。</p>	<p>監査基準報告書 501</p> <p style="text-align: center;">特定項目の監査証拠</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第19号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. 訴訟事件等》 (省略)</p> <p>《(2) 企業の顧問弁護士とのコミュニケーション》(第9項及び第10項参照) (省略)</p> <p>A25. 監査人は、監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 44 項に基づき、監査報告書日には財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならないとされている。</p>

新	旧
<p>監査報告書日までの訴訟事件等の状況についての監査証拠は、関連事項の扱いに責任がある法務担当者を含む、経営者への質問によって入手されることがある。個々の状況により、監査人は、企業の顧問弁護士から更新された情報を入手することが必要な場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>	<p>監査報告書日までの訴訟事件等の状況についての監査証拠は、関連事項の扱いに責任がある法務担当者を含む、経営者への質問によって入手されることがある。個々の状況により、監査人は、企業の顧問弁護士から更新された情報を入手することが必要な場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p> <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</p>	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p>

以 上